

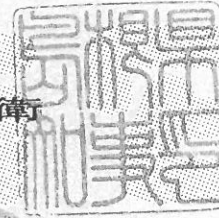
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年12月25日

住所 浜田市原井町957番地
名称 有限会社 浜田浄化センター
代表取締役 大久保 敦司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

島根県知事 溝口 善兵衛



許可の年月日	平成30年12月25日	許可番号	廃第28号の2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	木くずの破碎施設(移動式、政令第7条第8号の2) 型式:Komptech GmbH製 CR5000-S 木くず 以上1品目、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く		
設置場所	島根県(松江市の区域を除く。)内全域 設置位置:浜田市生湯町1168番外(基地破碎)及び島根県(松江市の区域を除く。)内産業廃棄物排出事業場(出張破碎)		
処理能力	40t/時間、8時間稼働 320t/日		
許可の条件	生活環境保全上支障のある位置での稼働は行わないこと。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		